

資料 2

「子どもの居場所づくり推進ガイドライン」(案)

1 目的

このガイドラインは、徳島県における民間主導により展開する「子どもの居場所づくり」の取組みを各地域に広げるため、県民、関係団体、県及び市町村が連携・協力し、持続可能な運営とする仕組みをつくることを目的とする。

2 子どもの居場所

18歳に満たないすべての子どもや家庭を地域で見守る「子どもたちの居場所」

(1) 民間主導で進められる子どもの居場所

- 無料または安価で栄養のバランスが良い食事や温かな団らんを提供する子ども食堂・ユニバーサルカフェなど誰もが参加できるもの
- 子ども会、青少年活動団体など

(2) 子どもたちの放課後の生活を支える施策

放課後児童クラブ、放課後子供教室、地域未来塾、児童館、プレイパーク、子どもの生活・学習支援事業など

3 子どもの居場所の機能・役割

(1) 地域の中での子どもの居場所

- 子どもたちに、安心できる居場所を提供し、地域で見守りを行う。
- 子どもが遊びや学習活動などを自主的に行える環境を整え、必要な支援を行う。

(2) 日常の生活の支援

① 社会のルールを身につける

- 年齢の違う子どもたちと一緒に遊ぶ機会を提供し、子どもたちが集団で一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。
- 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓等の基本的な生活習慣が身に付くように支援する。

- 子どもたち自身が調理する機会をつくり、自分で調理できるようにする。
- 子ども自身の自主性を尊重し、その能力が高められるよう支援する。

②共食の機会の確保

- 子どもの「孤食」や「欠食」を防ぎ、地域の人々と一緒に食事を楽しむ団らんの機会を提供する。

(3) 保護者の子育ての支援

- 仕事などにより時間的に余裕がない保護者に、少しでも子どもと向き合う時間を持ってもらえる工夫を行う。
- 子育て等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。
- 仕事などで家庭にいない保護者が安心できるよう、家庭で子どもだけで過ごす時間が少なくなるよう工夫を行う。

(4) 配慮を必要とする子どもへの対応（早期発見・発生予防）

- 家庭に事情のある子どもがより参加できるよう、関係機関や地域などと連携する。
- 子どもや家庭状況について特別な支援が必要であることを把握した場合は、行政機関につなぐ等の対応を行う。

(5) 地域の人々と交流できる機会の提供

①遊び、学び、触れ合い

- 製作活動や伝承遊び、地域の文化にふれる体験等の多様な活動や遊びを工夫する。
- 子どもが身近なテーマを学び、学ぶことの楽しさを感じる機会を提供する。
- 地域の人たちと一緒に遊んだり、食卓を囲んだりして、交流を深める。
- 保護者や学校、地域の人たちに活動について理解を深めてもらうため、活動や行事に参加する機会を設ける。

②食育

- 食事を提供する場合は、栄養バランスを考慮する。
- 自分で調理することで、行事食や郷土料理、地産地消、フードロスなどについて知る機会を提供する。
- 食文化について知るなど豊かな食を育む機会を提供する。

4 子どもの安全対策・衛生管理など

(1) 安全管理・ケガの予防（マニュアルの整備，保険加入）

- 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成する。
- 開設時間中は，現場に常時，責任者を配置する。
- 損害賠償保険や傷害保険等に加入する。

(2) 衛生管理(食品衛生・アレルギー対策・感染症対策等)

- 手洗いやうがいを励行するなど，日常の衛生管理に努める。
- 調理した飲食物を提供する場合などには，事前に保健所に相談する。
- 施設設備や食事等の衛生管理を徹底し，食中毒の発生を防止する。
- 賞味期限や消費期限を遵守する。
- 飲食物を提供する場合は，食物アレルギーの有無について確認するなど，安全に配慮する。

(3) 防災・防犯対策

責任者は，管轄の消防署や警察と連携を図り，事前に非常口や避難経路について確認するなど，子どもの安全確保に努める。

(4) 個人情報の秘密保持

子どもの利益に反しない限りにおいて，保護者や子どものプライバシーの保護，活動していて知り得た事柄の秘密保持に留意する。

5 地域の実情に応じた子どもの居場所づくりの推進支援

(1) 子どもの居場所を運営したい人への支援

県は，家庭の事情で，放課後や休日等にひとりで過ごす子どもたちに居場所を提供する「子ども食堂」「学習支援」「体験活動」などの活動の充実を図るため，運営団体等への支援を行う。

- ・運営メンバー・ボランティア人材育成
- ・開設・運営支援講座（食品衛生・食育）
- ・支援ニーズの把握
- ・先進地域における活動プログラムの調査・分析
- ・一元的な相談窓口
- ・助成金等活用支援

(2) 子どもの居場所を支援したい人

県は、広域的な支援バンクを設置し、市町村等が実施する「子どもの居場所」づくりを推進する取組みの支援を行う。

① 場所の提供

社会福祉施設、学校の余裕教室、公民館、児童館、商店街の空き店舗など

② 食材の提供

企業・商店街・スーパー・産直市・農協・漁協・フードバンクなど

③ 資金等の提供 企業・団体・個人など

④ 機会の提供

・放課後児童クラブ・放課後子供教室・地域未来塾などと子ども食堂との連携

・ユニバーサルカフェ・子ども食堂などでの学習支援など

(3) 市町村における支援ネットワークの構築

市町村は、子どもの居場所づくりが身近な地域で実施されるよう、活動情報の一元化や公共施設における場の提供など、運営団体等の支援に努める。

① 広域的な支援バンクの活用

② 運営団体、学校、家庭、地域間の連絡調整

③ 安全管理体制の整備

(福祉事務所・児童相談所・警察・保健所・社会福祉協議会等との連携)

④ 周知・広報

・学校・地域住民への理解促進(貧困対策でない。)

・市町村等の広報誌や自治会の回覧による活動予定の周知・協力依頼